

私たちの視点から抜け落ちてはならないもの

—他国への威嚇と攻撃される人々の存在

室蘭工業大学大学院准教授 清末 愛砂

1 新連載にあたって

2017年10月末に実施された衆議院選挙の結果、選挙前同様に衆参両議院で改憲勢力が議席の三分の二を占めることになった。これは改憲政党である自民党や民間の改憲右派団体等の動きにさらなる追い風となるものであった。この動きにあわせて、大手メディアの報道も含め、現在の日本社会では、あたかも改憲が前提にあるかのような議論が一方的に進められている。

現行の日本国憲法の内容に鑑みると、また現行法に対する社会一般の反応をみる限り、現段階では積極的に明文改憲を進める必要性やその合理性があるとはいえない。また、憲法施行70年目にあたる2017年5月3日に安倍首相が提示した改憲4項目のうち、9条自衛隊明記と緊急事態条項の新設は、とりわけ日本国憲法の平和主義と基本的人権の尊重の原理に明らかに反するものであることから、前文第1段の規定および憲法改正限界説により、とうてい認めることができないものである。

今号からの新連載「国際的視点から考える改憲問題」は、国際的観点から日本の姿を見据えながら、非暴・人権アプローチに基づく平和構築とは対極的に位置づけられる明文改憲問題を批判的に検討することを目的としている。日本国際法律家協会のこれまでの重点活動や今後の活動の方向性に着目すると、本企画は、国内と国際社会をつなげる重要な問題提起としての意味を持つものと考えられる。

2 他国に対する脅威としての安保法制と9条改憲

2014年9月19日、日本社会は憲法9条を形骸化する安保法制（戦争法）の強行採決を経験した。9条1項の下で戦争・武力による威嚇および武力行使の放棄が規定されている以上、海外での武力行使かつ外国軍への後方支援の拡大を認める同法制は、いかなる理由を用いても合憲といえるものではない。強行採決という議会制民主主義を根本から否定する方法で政権与党等が同法制の成立に力を注いだ理由は、日本という国家が大日本帝国同様に軍事主義を拡大させ、いつでも戦争ができる軍事的強国であることを対外的に見せつけるためであった。

安保法制は必然的に軍事主義の促進をもたらすものであり、また他国との軍事同盟の強化を

進めるものであるため、それは特に東アジアの平和という文脈からすれば、日本との国交がなく、緊張関係にあるとされてきた朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）にとって大きな軍事的脅威に映るものであったといえるのではないだろうか。

憲法上、武力による威嚇の放棄を謳いながら、他国に実質的な脅威を与える安保法制を選びとった日本社会は、その延長戦上の次なる動きとして、9条自衛隊明記を目指し始めた。元来、自民党等の改憲右派勢力は自衛軍の設置を求めてきたが、自衛隊明記という一見妥協に見える形での明文改憲構想が打ち出されたのは、①自衛軍の設置という本当の目的を最終的に達成するためには、最初の改憲を必ず成功させる必要があり、②その第一段階として1954年に設置され、9条2項が禁じる戦力の保持にあたり指摘されながらも、現在にいたるまで現実的に存在し続けてきたことから、国民的合意を得やすいであろう自衛隊を憲法上の組織として規定し、③その成功をもって最終目標を目指すためであった。

それでは、朝鮮民主主義人民共和国をはじめとする他国への脅威を形成する元凶の一つである安保法制下で、自衛隊が憲法上の組織として明記されると、9条はいかなる性質を有する条項へと変わるのか。それは端的に言えば、平和条項とされてきた同条が海外での武力行使が任務の一つとして加えられた自衛隊の存在を示す安全保障条項に変わることを意味する。改憲右派勢力の中には、9条自衛隊明記の意味を、例えば、「『平和条項』であるとともに、同時に『防衛条項』ともなる¹」（日本政策研究センター代表 伊藤哲夫）と唱える者もいるであろう。しかし、9条1項と2項の観点、および上述の安保法制が対外的に与えたインパクトから考えると、平和条項としての性質が完全否定されることは明らかである。

3 私たちの視点から抜け落ちていること

本稿の最後に、上述の伊藤哲夫が述べる「防衛条項」について考察したい。防衛または自衛という発想は、戦場で武器を持って戦う兵士（自衛官）による実際の攻撃を後押しする巨大な力を有するものである。上官の命令を受けようとも、「敵」に向けて、例えば銃の引き金を引いたり、攻撃のためのボタンを押すという行為は、一兵士にとってそれほど簡単なことではない。長年の訓練を受けた兵士でも、相手の生命を奪いかねないとなると、ためらいが生じる場合もあろう。その際に「防衛」「自衛」言われれば、最後のためらいを吹き飛ばし、攻撃を正当化することにつながる。また、正当化される分、その攻撃がより残酷なものにもなりうる。

その結果、何が生じるのか。「敵」とされる「兵士」（非国家主体に対する武力行使も考えられるため、相手が正規軍とは限らない）のみならず、攻撃対象地域に住む多数の非戦闘員の

1 伊藤哲夫『『9条加憲』で何が変わるのか - 改めて問う『自衛隊明記』の意味と意義』『明日への選択』2017年11月号13頁。

住民を巻き込み、殺傷することも大いに考えられる。ここで抜け落ちてはならない重要な視点は、攻撃される側の住民の立場になって考えるということである。改憲をめぐる議論においては、この点が見事なまでに欠如している。

「防衛」「自衛」と聞けば、多くの人々は納得するだろう。だが、それは偏狭なナショナリズムや愛国心を支える国民国家体制の中で多用されてきた、多数の犠牲を生み出す武力行使を正当化する論理にすぎない。これは歴史が証明するところである。私たちが、9条自衛隊明記問題において考えるべきことは、①ひとを他者化し、排除や殺傷をもたらす偏狭なナショナリズムから脱却する努力をすること、および②軍事力を増長させて武力による威嚇や武力行使に近づくのではなく、憲法前文第3段が示す「他国と対等関係に立とうとする各国の責務」に基づき、相互に敬意を示した外交を通して、戦争や武力行使への道を防ぐ関係を築くことにあるのではないだろうか。

改憲問題対策法律家6団体連絡会の活動

弁護士 宮坂 浩

1 自民党は、2017年10月の総選挙で「自衛隊明記」を含む改憲4項目を公約の重点項目に初めて掲げましたが、自民党を含む改憲勢力が3分の2を超える議席を維持する選挙結果が出たことから、安倍首相は、公約に沿って自民党の改憲案を憲法審査会に提出したいと述べて、改憲推進に意欲を示しました。

これを受けて自民党も、改憲議論を加速化させるために憲法改正推進本部の体制を拡充し、年明けをめどに憲法審査会に提案できる具体案をまとめるとしており、2018年の通常国会では「自衛隊明記」を含む改憲議論が本格的に行われる状況です。

2 しかし、自衛隊明記を含む改憲4項目が、具体的にどのような問題があるのかについての議論は未だ十分には行われておらず、そうした中で、自民党の改憲案が憲法審査会に提出されれば、過去の特定秘密保護法、安保法制、共謀罪法の